4　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

区　別	記載する欄	備　考
1　免許の申請の場合	1　2　3（①　②　⑤　⑥） 4　5	
2　再免許の申請の場合	1　2　3　4（注）　5	（注）　②にあつては、電波利用料納入告知書送付先に変更がある場合に限る。

5　1の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

6　法第５条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7　3の欄は、次によること。

⑴　①の欄は、第２条第１項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第２条第５項第４号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

⑵　②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。免許の申請（アマチュア局を除く。）の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。

⑶　③の欄及び④の欄は、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。

⑷　⑤の欄は、施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間を記載すること。

⑸　⑥の欄は、次によること。

ア　２の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

イ　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

ウ　固定局の免許の申請を行う場合であつて、法第102条の２第１項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、その旨を記載すること。

エ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。